水門、樋門及び陸閘の運用規程

(目的)

第1条 この運用規程は、「水門、樋門及び陸閘の操作規則」(以下「操作規則」という。)に基づき、津 波発生時及び高潮時における、地域の実情を考慮した詳細な施設運用及びその他必要事項について定 めることを目的とする。

(対象施設)

- 第2条 本運用規程における対象施設は、別表に記載した施設のうち、市町村管理の施設及び常時閉鎖 施設を除いた施設とする。
- 2 常時閉鎖施設を開門した者は、車両等が通行した後に閉鎖しなければならない。なお、知事は常時 閉鎖施設の周辺において、この旨を記載した書面を明示するものとする。

(操作に従事する者の構成)

- 第3条 水門及び樋門(以下「水門等」という。)の操作を行う場合の操作に従事する者の構成は、水門 等ごとに2名以上とする。
- 2 陸閘の操作を行う場合の操作に従事する者の構成は、陸閘ごとに2名以上とする。

(津波発生時又は高潮時の操作方法)

- 第4条 水門等及び陸閘の操作を行う場合の操作に従事する者(以下「操作員」という。)は、操作施設 の所在地に地震が観測された場合又は台風が接近するなど高潮が発生する可能性については、気象情 報等の掌握に努めるものとする。
- 2 操作員は、操作規則第四条第一項各号の状況に至った場合、もしくは市町村災害対策本部等の指示 を受けた場合には、それぞれ次の措置をとるものとする。
 - 一 操作員は、あらかじめ定めたとおり準備及び参集をするとともに、出動前に安全に操作・退避するための情報(退避開始時刻、活動可能時間)の確認を行い、閉鎖操作態勢をとる。
 - 二 津波警報又は大津波警報(以下「津波警報等」という。)が発表された場合は、操作対象施設へ出動(もしくは移動)し、操作施設ごとに定められた手順に従い、速やかに閉鎖操作を行うものとする。
 - 三 高潮警報又は高潮特別警報(以下「高潮警報等」という。)が発表された場合は、操作対象施設へ 出動(もしくは移動)し、操作施設ごとに定められた手順に従い、速やかに閉鎖操作を行うものと する。
 - 四 高潮時において、水門等は現地での水位が上昇し逆流が生じている施設に対して閉門操作を行うものとする。

- 3 操作員は、操作規則第五条第三項第四号の規定に基づき操作する必要がある場合には、現地待機も 必要に応じて行う。ただし、この場合においても、自己の安全確保を優先するものとする。
- 4 操作員は、津波警報等又は高潮警報等がすべて解除された場合、もしくは市町村災害対策本部等の 指示を受けた場合には、それぞれ次の各号の措置をとるものとする。
 - 一 操作員は、閉鎖した操作施設を、操作施設毎に定められた手順に従い開門の操作を行うものとする。
 - 二 当該施設の操作が完了し次第、次の操作施設がある場合は移動し操作を行い、ない場合は閉鎖操作態勢を継続する。

(津波発生時の退避開始時刻)

第5条 操作規則第六条第一項第一号に規定する退避開始時刻は、別表及び気象庁が発表する津波到達 予想時刻等を使用し、次に示す算出方法により算出する。なお、算定に使用する津波到達予想時刻は、 気象庁が発表する各津波予報区の津波到達予想時刻を基本とする。ただし、より近隣の主な地点の予 想時刻が把握できた場合には、それによることもできるものとする。

(算出方法)

•[退避開始時刻]=[津波到達予想時刻]-[退避時間]-[余裕時間]

(報告)

- 第6条 操作規則第五条第四項に基づく施設操作完了時の報告は、次の各号のとおりとする。
 - 一 管理要領第3に基づき市町村長等へ操作を委託している場合は、受託者は操作員からの操作完了 報告を受け次第、知事へ報告するものとする。ただし、やむを得ない事情により報告することがで きない場合は、この限りでない。
 - 二 操作委託をしていない場合は、操作員は操作完了次第、知事へ報告する。ただし、やむを得ない 事情により報告できない場合は、この限りではない。
- 2 操作規則第六条第五項に基づく退避完了時の報告は、以下のとおりとする。
 - 一 管理要領第3に基づき市町村長等へ操作を委託している場合は、受託者は操作員から退避完了報告を受け次第、知事へ報告するものとする。ただし、やむを得ない事情により報告することができない場合は、この限りでない。
 - 二 操作委託をしていない場合は、操作員は退避完了次第、知事へ報告する。ただし、やむを得ない 事情により報告できない場合は、この限りではない。

(施設の操作の訓練)

第7条 操作規則第七条第一項に規定する施設の操作の訓練の内容は、操作の確実性、迅速性の向上や、 操作、退避ルールが実態に即したものとなっているかの検証に資する内容とし、具体的な内容は、想 定事象(津波発生時、高潮時等)を踏まえた訓練毎の実施計画によるものとする。

- 2 知事は、前項に規定する訓練や次条第一項に規定する点検等の機会を活用して、操作員に対して平 常時から操作の方法、安全確保にかかる事項等の周知に努めるものとする。
- 3 第一項に規定する訓練等により、津波等の被害の防止又は操作員の安全確保のために必要があると 認める場合は、本運用規程を変更するものとする。

(施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等の点検)

- 第8条 操作規則第八条第一項に規定する施設及び施設を操作するために必要な機械、器具等の点検の 種類及び内容は、次の各号のとおりとし、詳細は別に定める。
 - 一 定期検査、日常点検(作動確認、目視点検等)、臨時点検
 - 二 点検の頻度
 - 三 点検の記録、保管

(操作員に対する補償)

第9条 操作員は、水門等及び陸閘を操作中などの被災に備え、補償が受けられる保険等に加入すること。なお、その補償は、天災等による被災の場合にも補償されるものとする。

(雑則)

第10条 この運用規程に定めるほか、施設の管理上必要な事項を別に定めることができる。

附則

1 この運用規程は、平成31年4月1日から施行する。